

地縁団体認可 ハンドブック



令和3年11月

高槻市

地縁団体って？

P.02 地縁による団体とは？

P.02 法人としての認可を受ける要件

P.03 認可申請の手続き

P.05 認可後の地縁団体について

P.09 認可地縁団体の性格

P.09 Q & A

P.11 資料編

【File_01】 認可申請書（様式第1号）

【File_02】 規約の参考例

【File_03】 認可申請について総会で議決したことを証明する書類議事録の参考例

【File_04】 構成員の名簿参考例

【File_05】 承諾書の参考例

【File_06】 地縁による団体の認可証明書交付請求書（様式第2号）

【File_07】 認可地縁団体印鑑登録申請書

【File_08】 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

【File_09】 規約変更認可申請書（様式第3号）

【File_10】 告示事項変更届出書（様式第4号）

【File_11】 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書（様式第5号）

地縁団体って？

自治会活動は、地域社会に住む人々が、よりよい環境のもとで充実した生活ができるよう、お互いが協力し合って行う「まちづくり」ということができます。地域でのふれあいや交流とともに、地域課題の解決に向けた活動など、自治会の機能や活動内容は多岐に及びます。特定の目的をもった団体とは異なり、住民の総意から、総合的な機能を発揮できる組織が自治会です。

このような自治会では、自治会の集会所などの不動産を保有している場合も多数見られます。

しかし、自治会は「権利能力なき社団」という性格から、自治会という団体名義では不動産等の登記ができず、会長名義などで不動産等の登記がなされています。しかしながら自治会長などの名義で登記した場合、転居による名義の変更や、死亡した場合の相続といった問題を生じることとなります。

そこで、こうした問題に対処する為に、平成3年4月に地方自治法の一部が改正され、自治会が一定の条件のもとに法人格を取得できるようになりました。

また、令和3年5月の地方自治法の改正では、認可の目的について不動産等の保有を前提としないものに見直し、不動産等の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うために認可を受けることができるようになりました。

このハンドブックでは、自治会がこの規定に基づき、『地縁による団体』として法人格を取得する際の申請について紹介しています。

権利能力なき集団？

権利能力というとなにかたいそうな感じがしますが、私法上の権利義務の帰属主体となることができる資格を意味します。自然人においては出生によって生じるため誰もが持っている能力となりますが、法人においては法律によって一定の要件を満たす場合にはじめて権利能力（＝資格）が与えられます。

すなわち、法人として実体がある団体でも法律の要件を満たしていないと権利能力はありません。自治会はこの権利能力なき集団に該当するため、団体名を使って契約したり、物を売買する権利が行使できないわけです。

しかし、自治会には自治会長といった法人でいえば理事などの役員にあたる存在がいて、また内部の構成員はよく加入したり脱退したりするにもかかわらず、組織そのものは継続していきます。つまり、実質的に法人と変わらない組織、それを権利能力なき社団といいます。

01

TOPIC

地縁による団体とは

地方自治法260条の2において法人格付与の対象となるのは『地縁による団体』です。

地縁による団体は「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されます。

すなわち、その区域に住んでいるということだけで、構成員になれる団体ということです。したがって、青年団や婦人会などのような性別や年齢の条件が必要な団体や、趣味のサークルのように活動の内容が限定された団体は対象になりません。

02


TOPIC

法人としての認可をうける要件


自治会が法人格を得るためには、その団体のある市長の認可をうける必要があります。

認可の要件としては以下の4点が挙げられます。

- 1 その区域の、住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていると認められること。

 地域的な共同活動とは、スポーツや社会福祉などの特定の活動ではなく、広く地域社会の維持及び形成に資するものです。つまり清掃・美化活動・防犯・防災活動・集会所の管理運営や親睦行事など、一般的な自治会活動を意味します。

- 2 その区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

 河川・道路等で区域が画されているなど、容易に町会・自治会等の区域・範囲がわかる状態であること、という意味です。他の町会・自治会等の区域と重なる場合は、調整して重ならないようにする必要があります。また飛地については、地域としてのまとまりが歴史的な実態としてあるのであれば、認可の対象となります。

- 3 その区域に住所を有するすべての個人が構成員になることができるものとし、その相当数の者が現に構成員になっていること。

➡ その区域に住む人すべてが加入できる、という意味です。世帯を単位とすることは認められず、また区域に住所があること以外に、年齢・性別・国籍等の条件をつけてはいけません。相当数とは一般的にその区域の全住民(町会・自治会等に加入していない人を含む)の過半数です。

4 規約を定めていること。この規約には①目的、②名称、③区域、④主たる事務所の所在地、⑤構成員の資格に関する事項、⑥代表者に関する事項、⑦会議に関する事項、⑧資産に関する事項が定められていること。

➡ 上記8つの事項は必ず定める必要があります。それ以外の事項を定めることは問題ありません。また実質的に必要な項目が定められていれば規約の名称に制限はなく、「〇〇会則」「△△会規程」等で構いません。

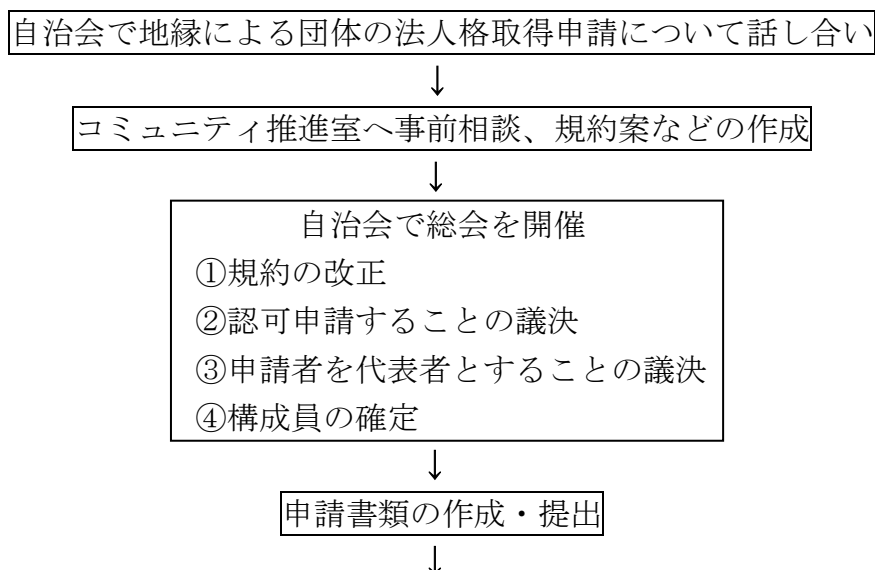
03 TOPIC

認可申請の手続き

自治会等の地縁による団体が、法人格を得るための認可申請を行う際には、その団体の規約に基づき招集された総会において、認可を申請する旨の議決を行う必要があります（役員会などでの議決では認められません）。

認可を受けようとする地縁による団体は、総会で認可申請を行う旨の決定を行った上で、代表者が認可申請書及び必要書類を揃えて、市長に申請することになります。

1 認可申請手続きの流れ



コミュニティ推進室にて提出書類の確認及び認可要件審査



市長による認可の告示（認可の告示は法人登記に代わるものです）

2 認可申請に必要な書類

- (1) 認可申請書（様式第1号）…File1 (P. 12)
- (2) 規約…File2 (P. 13~18)
- (3) 認可申請することについて総会で議決したことを証明する書類
…File3 (P. 19)
 - ※ 総会議事録（写しも可）
- (4) 構成員の名簿及びエリア図（定められた様式はなし）
…File4 (P. 20)
 - ※ 構成員全員の住所・氏名を記載（子供も含む）
⇒概ね自治会区域総人口の過半数が加入していることが必要
- (5) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現におこなっていることを記載した書類
 - ※ 事業報告書や決算書、当年度の事業計画書や予算書等、具体的な活動がわかる書類
- (6) 申請者が代表者であることを証する書類…File5 (P. 21)
 - ※ 申請者が代表者となることを承諾した旨の承諾書等の写しで申請者本人の署名・押印のあるもの
 - ※ 申請者を代表者に選出した総会の議事録の写し
⇒議長及び議事録署名人の署名・押印が必要

04 TOPIC

認可後の地縁団体について

1 各種証明書の発行申請

- (1) 地縁による団体の認可証明書の発行
 - 自治会名義での不動産登記等の手続きの際の添付書類として、高槻市が作成する「地縁団体台帳」の写しが必要となります。この書類が法人格取得の証明となるため、コミュニティ推進室へ申請し、交付を受けてください。
 - ア 申請に必要なもの
 - (ア) 地縁による団体の認可証明書交付請求書(様式第2号)
…File6 (P. 22)
 - (イ) 手数料200円（高槻市手数料条例第2条第1項に定める「公簿写し交付」による）
- (2) 自治会の印鑑登録及び印鑑登録証明書の発行
 - 地縁による団体の代表者等の印鑑登録及び証明請求の申請ができます。手続きについてはコミュニティ推進室で受け付けます。

ア 印鑑登録の申請に必要なもの

(ア) 認可地縁団体印鑑 1 個⇒印影が鮮明で大きさは一辺が 8.1 mm 以上
30 mm 以下

(イ) 認可地縁団体印鑑登録申請書・・・File7 (P. 23)

イ 印鑑登録証明書

印鑑登録証明が必要な場合は「認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書」にて申請して下さい。尚、手数料 200 円（高槻市手数料条例第 2 条第 1 項に定める「公簿写し交付」による）が必要となります。

・・・File8 (P. 24)

2 規約に変更があった場合

(1) 規約を変更する場合、代表者は市長の認可を受ける必要があります。

(2) 申請に必要なもの

ア 規約変更認可申請書（様式第 3 号）・・・File9(P. 25)

イ 規約変更内容及び理由を記載した書類

ウ 規約変更を総会で決議したことを証する書類（議事録署名人が署名・押印した総会議事録の写しなど）

3 告示事項に変更があった場合

(1) 認可時の告示事項に変更が生じた場合は、代表者は市長に対して届出が必要です。この届出をもとに市長は、変更の告示を行います。

なお、告示事項とは以下のものです。

ア 名称

イ 規約に定める目的

ウ 区域

エ 主たる事務所

オ 代表者の氏名及び住所

カ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）

キ 代理人の有無

ク 規約に解散の事由を定めたときは、その事由

ケ 認可年月日

(2) 申請に必要なもの

ア 告示事項変更届出書（様式第 4 号）・・・File10(P. 26)

イ 告示された事項に変更があった旨を証する書類（議事録署名人が署名・押印した総会議事録の写しなど）

4 税金について

(1) 課税対象事業

法人税や消費税、その他税に関する法令の規定は従前どおり適用されます。法人税等においては公益法人とみなされ、収益事業のみ課税対象とな

ります。

(2) 法人住民税（府税及び市税）

認可を受けられましたら、「法人設立等申告書」の申請をしなければなりません。なお、収益事業を行わない地縁による団体については、法人設立初年度のみ、府税事務所には「減免申請書等」、高槻市へは「法人市民税課税免除届出書等」の提出が必要となりますが、毎年度、減免手続きをする必要はありません。

税目	申請期限 (法人認可日から起算)	申請先
法人府民税	2か月以内	三島府税事務所
法人市民税	2か月以内	税制課(法人市民税担当)

※三島府税事務所：茨木市中穂積1-3-43 (TEL 072-627-1121)

(3) 固定資産税（市税）

収益事業を行わない地縁による団体が所有する集会所等については、高槻市の固定資産税も減免の対象になる場合もありますので、資産税課に「減免申請書」を提出して下さい。

(4) 不動産取得税（府税）

収益事業を行わない地縁の不動産取得税も減免の対象となる場合がありますので、三島府税事務所にご相談下さい。

5 自治会名義での不動産登記

(1) 法務局で土地、建物の名義を自治会名義で登記することができます。

登記申請の窓口は大阪法務局北大阪支局（茨木市中村町1番35号、TEL：072-638-9444）になるため、詳しくは同局へお問合せ下さい。

(2) 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

【地方自治法の一部改正（H27.4.1施行）】

ア 特例制度の背景

認可された地縁団体は、その団体名義での不動産の登記が行うことが可能となりましたが、登記名義人の所在が知れない場合や既に故人となっていてその相続人の所在が不明であるために、地縁団体名義への所有権移転登記手続きが滞る事例があり、これに対処するために地方自治法の一部が改正されました。

イ 改正の概要

不動産登記の名義変更は登記権利者と登記義務者の双方が共同して行うこととなっていますが、認可地縁団体の所有する不動産の所有権保存登記又は所有権移転登記において、登記名義人やその相続人の所在が知れない場合は、市町村長にそれらの者の承諾書に代わる書面の交付を申請することができ、その承諾に代わる書面を登記申請書に添付することにより、不動産の所有権保存登記又は所有権移転登記を申請することが

できる特例が設けられました。

ウ 手続き

(ア) 認可地縁団体は、下記の4要件を満たすときにこの登記の特例に関する申請ができます。

- ① 認可地縁団体が、当該不動産を所有していること。
- ② 認可地縁団体が、当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること。
- ③ 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが、認可地縁団体の構成員又はかつて構成員であった者であること。
- ④ 登記関係者（相続人を含む）の全員又は一部の所在が知れないこと。

(イ) 認可地縁団体は、市長に対して上記4要件を証する資料を添えて公告を求める申請を行います。

(ウ) 市長は申請が相当と認めるときは、総務省令の定めによる3か月以上の公告を行います。

(エ) 公告期間中に異議を述べるものがないければ、登記関係者の承諾があったものとみなされ、市長から交付される文書によって所有権保存登記や移転登記手続きを進めることができます。

エ 申請書及び添付資料

(ア) 「所有不動産の登記移転等に係る公告申請書（様式第5号）」

・・・File11 (P. 27)

(イ) 当該不動産の「登記事項証明書」

(ウ) 「認可地縁団体証明書」

(エ) 上記ウの（ア）①を疎明するため、対象となる不動産を所有するに至った経緯等がわかる認可地縁団体の「総会議決資料」や所有に係る事実が記載された「事業報告書」等を添付してください。

(オ) 上記ウの（ア）②を疎明するため、申請現在と10年以上前の「事業報告書」「公共料金の支払領収書」「閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本」「旧土地台帳の写し」「固定資産税の納税証明書」「固定資産税課税台帳の記載事項証明書」等の資料を添付してください。

ただし、上記資料の入手が困難な時は、その理由書と合わせて隣地の所有権登記名義人や地域の実情に精通した者による証言の書面、占有を証する写真等を提出してください。

(カ) 上記ウ（ア）③を疎明するため、登記名義人が構成員であることが確認できる「認可地縁団体の構成員名簿」を添付してください。ただし、上記資料の入手が困難な時は、その理由書と合わせて地域事情の精通者による証言書面を提出してください。

(キ) 上記ウ（ア）④を疎明するため、下記の資料を添付してください。

- a 登記上の住所での住民票及び住民票の除票が存在しないことの証明
- b 登記記録上の住所宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面

- c 所在の判明している登記関係者がいる場合は、特例制度の申請を行うことへの同意書
- オ 申請受理後
- (ア) 市長は、申請書を受理した後、下記の内容について3か月以上の公告を行います。
 - a 申請を行った認可地縁団体の名称・区域・主たる事務所
 - b 申請不動産に関する事項
 - c 異議を述べることができる者は、登記関係者等（表題部所有者もしくはは所有権の登記名義人もしくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者）であること。
 - d 異議を述べることができる期間及び方法
 - (イ) 公告期間中に異議が述べられなかったときは、当該不動産の所有権保存又は所有権移転の登記をすることについての登記関係者の承諾があったものとみなし、公告結果（承諾）を証する情報を認可地縁団体に通知します。

認可地縁団体は、市長からの通知文を登記申請書に添えて、所有権保存登記・所有権移転登記の申請を行います。
 - (ウ) 公告内容に異議がある者は、下記の必要書類を添えて市長に申し出ることができます。
 - a 申出者の氏名住所を確認するための「住民票の写し」又は「戸籍の附表の写し」
 - b 表題部所有者又は所有権の登記名義人であるときは「登記事項証明書」
 - c 表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人であるときは、「登記事項証明書」と「戸籍謄抄本」
 - d 所有権を有することを疎明する者は、所有権を有することを疎明するに足りる資料
 - (エ) 市長は、異議の申し出があり、異議の申出者が登記関係者等と確認できたときは公告申請者に対して公告結果（異議申出あり）を通知します。

05 TOPIC

認可地縁団体の性格

- 1 法律上、権利義務の主体となることができ、法人格を有します。
- 2 認可により権利能力を取得した後も、住民により任意的に組織された団体であることに変わりありません。法律上でも公法人ではなく、公共団体その他行政組織の一部ではありません。また認可地縁団体が行う活動については、市長は一般的監督権限を持ちません。
- 3 正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではい

けません。

- 4 民主的な運営の下に自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的扱いをしてはいけません。地縁による団体の運営のあり方は、認可の前後によって変わるものではありません。
- 5 特定政党のために利用してはいけません。

06 Q&A

TOPIC

Q 1 自治会機能を併せ持つマンション管理組合は、地縁による団体として認可の対象となりますか？

Ans. マンションの管理組合等の団体は、構成員が区分所有者という特定の属性を必要とするものなので、マンションの管理組合が当該マンションの敷地を区域として良好な地域社会の維持形成に資する共同活動を行っていたとしても、直ちに認可対象とはなりません。
※別に「建物の区分所有等に関する法律」に基づく「管理組合法人」の制度があります。

Q 2 構成員の名簿には、世帯主だけでなく、世帯員であれば、生まれたばかりの赤ちゃんも記載する必要があるのでしょうか？

Ans. 構成員とは住民個人であり、年齢、性別等は問いません。また構成員は世帯でとらえるのではなく、世帯主及び世帯員も名簿には記載する必要があります。つまり赤ちゃん、未成年、外国人も全て構成員となります。

Q 3 地縁による団体の保有財産の一部に、神社の祠や墓地がありますが、このような宗教的色彩の強い財産を保有していても認可の対象となりますか？

Ans. 地縁による団体はいわゆる公共団体ではなく、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体であり、宗教的活動の禁止や宗教上の組織等に対する支出の制限を定めた憲法上の規定（第 20 条第 3 項、第 89 条）との関係が生じることはありません。また地方自治法においても特別の規定を設けられていないことから、神社の祠や墓地は地縁団体の保有資産となりうるものです。

Q 4 認可地縁団体が認可を取り消されるのは、具体的にどのような場合ですか？

Ans. ① 認可地縁団体が、その目的を営利目的、政治目的に変更したとき

- ③ 認可地縁団体が、相当の期間にわたって活動していないとき
- ③ 区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき
- ④ 構成員が多数脱退し、「相当数のもの」が構成員となっているとは認められなくなったとき
- ⑤ 地縁による団体の代表者、構成員又は第三者が、詐欺、威圧等不正な手段により認可を受けたとき

Q5 認可地縁団体は、法務局への法人登記が必要ですか？

Ans. 法人が法人登記をするのは、第三者への対抗力を有するためです。
市長は、認可をした地縁による団体について、総務省令で定めるところにより告示しなければならず、この告示は、第三者への対抗力を有する事になります。
このように、市長の告示は法人登記に代わるものであるため、法務局へ法人登記をする必要はありません。

- File_01** 認可申請書（様式第1号）…P. 12
- File_02** 規約の参考例…P. 13～18
- File_03** 議事録の参考例…P. 19
- File_04** 構成員の名簿参考例…P. 20
- File_05** 承諾書の参考例…P. 21
- File_06** 地縁による団体の認可証明書交付請求書（様式第2号）…P. 22
- File_07** 認可地縁団体印鑑登録申請書…P. 23
- File_08** 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書…P. 24
- File_09** 規約変更認可申請書（様式第3号）…P. 25
- File_10** 告示事項変更届出書（様式第4号）…P. 26
- File_11** 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書（様式第5号）…P. 27

令和 年 月 日

（宛先）高槻市長

認可を受けようとする地縁による団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

- (1) 会長 一人
- (2) 副会長 〇人
- (3) 書記 〇人
- (4) 会計 〇人
- (5) その他役員 〇人
- (6) 監事 〇人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

- 2 監事と会長、副会長、書記、会計及びその他の役員は、相互に兼ねることは出来ない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 3 書記は、本会に関する一切の記録業務を遂行する。

- 4 会計は、本会の会計事務を行う。

- 5 その他の役員は、本会における専任業務を遂行する。

- 6 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をする為必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は〇年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を決議する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 全会員の五分の一以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第6項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を召集するときは、会議の目的たる事項及びその内容ならびに日時及び場所を示して、開会の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の二分の一以上の出席がなければ、開会することは出来ない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第22条 やむをえない理由の為総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面及び電子メールなどの電磁的方法を利用して表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することが出来る。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過及びその結果

(5) 議事署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人二人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会はこの規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の召集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき召集する。

- 2 会長は、役員二分の一以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったときは、その請求があった日から30日以内に役員会を召集しなければならない。
- 3 役員会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも14日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は会長がこれに当たる。

(役員会の定足数)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるものは「役員会」と、「会員」とあるものは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会で定める

ものを処分し、または担保にする場合には、総会において四分の三以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。
2 前項の規定にかかわらず、年度開始前後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出することが出来る。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録として作成し、監事の審査を受け、毎会計年度終了後三月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の四分の三以上の議決を得、かつ、高槻市長の認可を受けなければ変更することは出来ない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20第2号から第5号の規定により解散する。
2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の四分の三以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の四分の三以上の議決、及び高槻市長の認可を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、○年○月○日から実施する。

[議事録の参考例]

〇〇自治会△△回総会 議事録

- 1 総会の日時及び場所
日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日
場所 〇〇自治会集会所（高槻市〇〇町△-□）
- 2 総会の目的
令和〇〇年度役員選任の件及び、認可地縁団体申請の件の議決
- 3 現在の会員数及び出席者数
 - (1) 現在の会員数 200名
 - (2) 出席者数 120名（書面表決者70名、表決委任者10名）
- 4 議長（上牧一郎氏）が会長により選任され、総会の成立を宣言した。
- 5 議決事項
 - (1) 令和〇〇年度役員選任の件
次の方々が役員として選任されることが異議無く承認された。
会長 高槻太郎 副会長 樺大助 会計 槻ノ木花子
監査 城跡次郎
 - (2) 地縁認可団体申請の件
 - (3) 地縁認可団体の申請者を会長に選任する件
 - (4) 議事録署名人の選出

以上の（2）、（3）、（4）の事項については、出席者120名中118名の賛成により可決された。なお、保留は1名、反対は1名であった。

以上、議事録として確認します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

議長	上牧一郎	印
議事録署名人	柱本貴子	印
議事録署名人	萩谷清	印
議事録署名人	城内宏子	印
議事録署名人	梶原由美	印
議事録署名人	氷室孝二	印

[承諾書の参考例]

令和〇〇年〇月〇日

承 諾 書

私は〇〇自治会の代表者として、地縁による団体の認可申請をすることを承諾します。

〇〇自治会

会長 〇〇 〇〇 印

令和 年 月 日

（宛先）高槻市長

住所
氏名

印

地縁による団体の認可証明書交付請求書

標記の件について、下記のために証明書が必要であるので、交付いただくよう請求いたします。

記

- 1 証明すべき認可地縁団体名 _____
- 2 主たる事務所の所在地 _____
- 3 使 用 目 的 _____

認可地縁団体印鑑登録申請書

(宛先) 高 槻 市 長

令和 年 月 日

登録しようとする 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の 主たる事務所の所在地			
	(資格) 氏 名	()	生年月日	昭 和 平 成 年 月 日 令 和
	住 所			

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 本 人 住 所 _____

代理人 氏 名 _____

(注意事項)

- 1 この申請は、本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとしている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 3 資格()の欄には、代表者・職務代行者・仮代表者・特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

(宛先) 高 槻 市 長

令和 年 月 日

登録されている 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の 主たる事務所の所在地			
	(資格) 氏 名	()	生年月日	昭 和 平 成 年 月 日 令 和

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書____枚の交付を申請します。

申請者 本 人 住 所_____

代理人 氏 名_____

(注意事項)

- 1 この申請は、本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 資格()の欄には、代表者・職務代行者・仮代表者・特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

(宛先) 高 槻 市 長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類

- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

令和 年 月 日

（宛先）高槻市長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

（別添書類）

- 1 変更があった事項及びその内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

令和 年 月 日

(宛先) 高 槻 市 長

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第 260 条の 38 第 1 項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて 申請します。

記

○ 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称
住 所

(別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第 260 条の 38 第 1 項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第 260 条の 38 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

<発行>

高槻市 市民生活環境部 コミュニティ推進室
〒569-0067 高槻市桃園町2番1号
Tel 072-674-7462/Fax 072-674-7781
E-mail cominiti-82@city.takatsuki.osaka.jp

(令和3年11月)

<参考文献>

「第2次改訂版 自治会、町内会等法人化の手引」

(平成28年8月15日第2刷発行)

編集：地縁団体研究会